



2021年12月1日

郵政産業ユニオン TOKYO・NEWS

● 発行 ●
郵政産業労働者ユニオン
東京地方本部
発行責任者 田中 孝史
〒104-0031
中央区京橋 3-6-3
京橋通郵便局 5F

サービス労働は違法

健康第一の年末年始労働を

年末年始繁忙を迎え普段の日以上の過密労働を余儀なくされます。新型コロナウイルスは第6波が心配されます。当局には第6波対策を強めるよう求めると共に、社員が安心して働けるよう労働環境の整備を求めておきます。また、サービス労働が増えていることから、今回は「働き方のあり様」をみます。

異常な働き方が

普通状態に

○「午前中にある程度まで
いかなないと午後は大変にな
る。だから休息・休憩もあま
りとらない」

○「速達も通配者が配達し
なければならぬから、午前
中は余計に時間がかかる。昼
休みもとれない」

この声にみられるように
労働実態は異常です。このよ
うな労働を毎日やっている
と、「異常」を異常として感
じなくなっています。当局は

勤務時間管理を徹底してい
ないこともあって、休息・休
憩も「自己責任」状態です。

この異常な状態をもたら
しているのは仕事量に見合
った人員を配置していない
当局に問題があります。

また、こうした異常な労働
を仕事が遅いからやむをえ
ない、としてサービス労働を
消極的ながらもやっている
のを見ます。しかし、このよ
うなサービス労働も改めて
いく必要があります。

サービス労働が常態化し
ている職場はお客さんへの
サービスの質も落ちますし、

働く者同士の連帯もなくな
り、社員の定着率も悪くなり
ます。休息・休憩も取れない
職場に魅力はありません。何
よりも健康を害します。

将来の労働条件

に影響を与える

そして、私たちの労働は將
来の労働条件にも影響を与
えていくという観点からも
見る必要があります。新入さ
んが入って来て先輩がタダ

働きをしていたら、同じよう
にタダ働きをしなければな
らなくなりません。実際、そ
うやってタダ働きがなかった
職場が増えていったのです。
このようなことから労働
務時間を守ってサービス労
働はしない、させない職場を
つくっていくことが必要な
のです。
皆さん、当局に改善を求め
る運動を強めていくと共に、
私達自身も働き方の見直し
をしていきましょう。

郵政20条裁判の日程

- 12月13日（月）郵政20条追加訴訟
東京地裁631号法廷13時30分
- 2月17日（木）郵政20条集団訴訟
東京地裁510号法廷16時

